

(4)

駅舎の橋上化に向けて

幸手駅周辺の整備については、これまで、平成20年3月に東口駅前広場が完成し、平成23年3月には駅西口土地区画整理事業としての事業認可を取得し、良好な住環境整備に向けて事業を進めています。

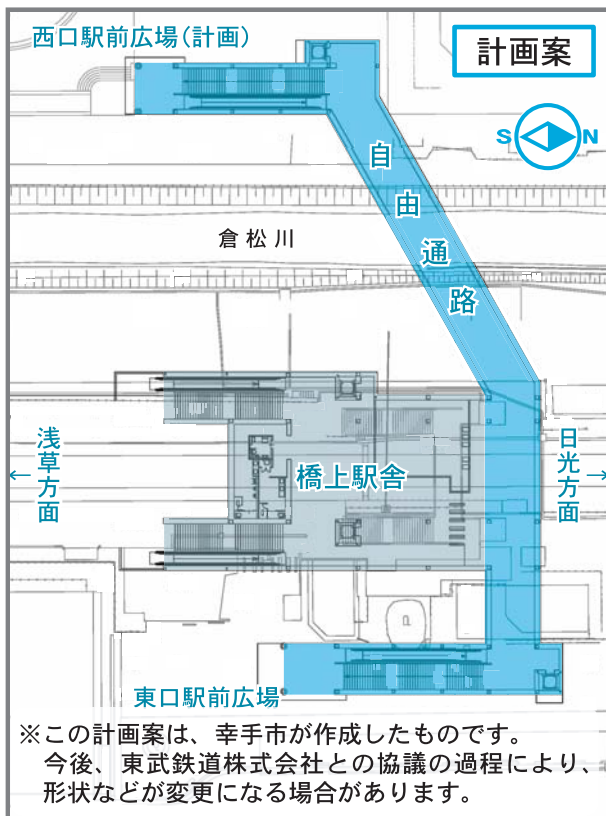
また、東武日光線は昭和4年の開通から、通勤・通学など、常に市民の生活を支え続けている大変重要な公共交通機関です。

しかしながら、駅の利用にあたっては、東口からの

みとなっており、西口の開設が長年の懸案事項となっていました。

そこで、市では、駅周辺開発として認可を受けた区画整理事業を継続しつつ、市民のみなさんの利便性を最優先に考え、駅西口の開設のために駅舎橋上化および自由通路を一体的に整備することとし、東西口を結ぶために全力で取り組んでいます。

市では、左図のとおり、橋上駅舎の整備を行い、自由通路については、橋上駅舎から倉松川を越えて西口駅前広場までを結ぶ方向で東



※この計画案は、幸手市が作成したものです。
今後、東武鉄道株式会社との協議の過程により、形状などが変更になる場合があります。

給食費の補助を行います

幸手市に住んで良かったと思える街づくりに向け、子育て支援の充実を目的として、平成25年度から新たに、2人目以降の学校給食費について補助を行います。

対象となる児童・生徒の保護者のみなさんには、4月上旬に各小・中学校を経由して申請書を配布しますので、申請方法などをご確認ください。

対象 学校給食費の未納がなく、幸手市立小・中学校もしくは特別支援学校に在籍している児童・生徒が2人以上いる保護者

補助金額 2人目は給食費の負担額の半額、3人目以降は負担額の全額

武鉄道株式会社をはじめとする関係機関との協議を開始しています。

平成25年度においては、事業の早期実現に向け、各関係機関との協議を重ねていきます。

問合せ まちづくり事業課

☎(43) 11111 内線582・FAX(43) 7656

人間ドック受診費用の助成を行います

いつまでも元気で過ごせるよう、疾病の早期発見・予防を目的として、平成25年度から新たに人間ドックまたは脳ドック受診に係る自己負担額の一部助成を行います。

対象 受診日時点で国民健康保険に加入している35歳以上の人または後期高齢者医療制度に加入している人

助成条件 国民健康保険税または後期高齢者医療保険料が完納していること

助成額 1人につき2万7千円(自己負担額が2万7千円に満たない場合は、自己負担額)

※年度内1回のみ

申請方法 自己負担額の領収書および検査結果を添付の上、保険年金課窓口へ

問合せ 保険年金課 ☎(43) 11111 内線143・FAX(43) 1125

※ほかの公費による補助額を除く

問合せ 総務課 ☎(43) 111 内線622・FAX(43) 3188

水道の老朽管の更新工事を実施します

水道事業では、安定して水道水を供給できるよう、平成23年度に策定した「幸手市水道ビジョン」幸手市水道事業基本計画に基づき、古くなった老朽管から耐震性のある水道管への更新工事を行っています。

平成25年度においては、下川崎外地内の導水管地下水を浄水場まで送る管を1930m、北1丁目外地内の配水管(水道水を浄水場から送る管)を270m、木立地内の配水管を280m、合計2480mの工事を予定しています。



▲水道管更新工事の様子

問合せ 水道管理課 ☎(48) 0050・FAX(48) 0120

公共下水道の供用開始と 工事予定について



平成24年度には、中4丁目地内の県道幸手久喜線から北側の地区において、公共下水道管渠整備を行い、一部の地域で公共下水道の供用開始ができるようになりました。

また、平成25年度においては、北1丁目地内の幸手中学校西側地区の供用開始を目指し、整備を行う予定です。

今後も、事業計画区域内



における未整備地区の管渠整備を重点的に行い、供用開始区域の拡大を図っていきます。

早期接続にご協力を

公共下水道が整備された地区では、排水設備を設けることにより、家庭などからの汚水を直接公共下水道に流すことが義務づけられています。

また、くみ取り式トイレは、法律により公共下水道

が整備されてから3年以内に水洗化しなければならぬことになっています。

公共下水道への接続替えの工事をする場合は、「幸手市下水道排水設備指定工事店」に依頼し、施工をお願いしてください。

なお、工事費用については「水洗便所改造資金融資あっせん制度」により、改造資金のあっせんや利子補給なども行っていますので、ご利用方法などの詳細については、お問い合わせください。

下水道使用料は？

公共下水道を利用されるようになると、上水道の使用水量に応じて算出された下水道使用料が発生することになります。

お支払いは、原則として2か月ごとに上水道料金と一緒に納入していただくこととなります。

引き続き快適で住みよい環境づくりのためにも、みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問合せ 下水道課 ☎(47) 340・FAX(48) 0120

都市計画に関する公聴会のお知らせ

久喜市および加須市の合併に伴う都市計画区域の再編にあたり、県が決定する都市計画の変更について、みなさんのご意見を伺うため、公聴会の開催と公述の申し出の受け付けを以下のとおり行います。

▼都市計画の変更の構想(原案)の閲覧および公述の申し出

都市計画の変更原案	○ 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案 ○ 幸手都市計画区域区分の変更原案 ○ 幸手都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更原案
閲覧期間	4月16日(火)～5月7日(火) ※土曜・日曜・祝日を除く
閲覧場所	・ 埼玉県都市計画課 ・ 幸手市都市計画課 ・ 杉戸町都市施設整備課 ・ 宮代町まちづくり建設課 ・ 杉戸県土整備事務所 ※埼玉県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/m02/)で閲覧することができます。
公述申出書を提出できる人および提出方法	幸手市、杉戸町、宮代町に住所を有する個人および法人 都市計画の変更原案について、公聴会に出席して意見を述べたい人は、公述申出書を5月7日(火)までに幸手市都市計画課に持参または郵送(〒340-0192幸手市東4-6-8)により提出してください(期日必着)。 ※埼玉県都市計画課(〒330-9301さいたま市浦和区高砂3-15-1)に提出することもできます。

▼公聴会の開催

とき	5月22日(水)午後1時30分から
ところ	ウェルス幸手2階研修室
※公述希望者が多数の場合には、公述人を選定することがあります。また、申し出がない場合、公聴会は中止となります。 ※傍聴を希望する人は5月14日(火)以降にあらかじめ幸手市都市計画課へお問い合わせください。	
問合せ	埼玉県都市計画課 ☎048(830)5341 埼玉県住宅課 ☎048(830)5571 幸手市都市計画課 ☎(43)1111内線562・FAX(43)7656